

滋賀県協同農業普及事業外部評価会議実施要領

1 目的

農業改良助長法 第7条に規定する「協同農業普及事業の運営に関する指針」(平成27年5月11日農林水産省告示第1090号)に基づき、一層効果的かつ効率的な普及活動を展開するため、先進的な農業者や関係機関等を含む外部委員により、幅広い視点からの外部評価を実施し、普及事業の推進に資する。

2 実施主体

農業経営課が実施する。

3 外部評価の運営

(1) 会議の開催

外部評価会議は農業経営課長が招集し、県域で年1回開催する。

(2) 外部評価委員の構成

外部評価会の委員は、先進的な農業者、若手・女性農業者、農業関係団体、学識経験者、民間企業等をもって構成するものとする。

(3) 評価の実施

外部評価委員は、評価会議において評価結果及び改善方向に関する助言、提言等を行うとともに、評価会議終了後、様式1および様式2により評価結果等を農業経営課長へ提出する。

(4) 評価の内容

ア 内容

- ・各普及組織における普及指導活動に関する事項（課題・対象の選定、活動手法、目標の達成状況等）
- ・普及指導活動全体に関する事項

イ 課題の選定

各普及組織1課題（東近江については2課題）とし、主要な普及指導計画の中から外部評価により普及活動の改善等が期待できる課題を選定する。

なお、対象となる課題は、原則継続課題から選定する。

4 外部評価のとりまとめと利用

3 (3)により提出のあった外部評価委員の外部評価の及び改善方向に関する助言、提言を踏まえて、次年度以降の普及指導計画の改善につとめるとともに、評価の概要等について、ホームページ等で公表するものとする。

5 その他

その他、外部評価会議を実施するため必要な事項については別途定めるものとする。

付 則

この要領は、平成28年1月7日から適用する。

この要領は、令和元年12月26日から適用する。

様式 1

個別外部評価シート

課題名 :

評価委員名 :

項目	評価※	所感・意見・指摘事項等
普及指導計画の課題の設定について		
普及指導計画の目標の設定について		
普及指導計画の活動方法について		
活動の成果や目標の達成状況等について		
全体を通してのコメント		

※評価欄は、評価対象の普及指導計画を総合的に判断して、A、B、C、Dで記載

(A : 適正、B : やや適正、C : やや不適、D : 不適)

記入にあたっては、別記「普及事業の評価の視点について」を参考に願います。

様式 2

総括外部評価シート

評価委員名 :

普及事業全般についての意見

記入にあたっては、別記「普及事業の評価の視点について」を参考に願います。

別記

普及事業の評価の視点等について

項目	評価※	所感・意見・指摘事項等
普及指導計画の課題の設定について		<ul style="list-style-type: none"> ・本県（または地域）にとって重要な課題となっているか ・地域の実情を把握した上で、課題を設定しているか ・具体的な課題解決の計画となっているか
普及指導計画の目標の設定について		<ul style="list-style-type: none"> ・到達目標は具体的でわかりやすい項目が設定されているか ・課題解決につながる到達目標が設定されているか
普及指導計画の活動方法について		<ul style="list-style-type: none"> ・指導、支援のアプローチは効果的・効率的なものとなっているか ・農業者や組織等に積極的な提案がなされているか ・対象農家や関係機関と課題・解決方策等について共通認識しているか ・関係機関、団体等との役割分担、連携等は十分に行われているか
活動の成果や目標の達成状況等について		<ul style="list-style-type: none"> ・活動の経過および成果が把握できているか ・目標に対する達成状況や波及効果等の十分な成果があったか
全体を通してのコメント	/	<ul style="list-style-type: none"> ・全体のコメントを記載願います

※評価欄は、評価対象の普及指導計画を総合的に判断して、A、B、C、Dで記載

(A : 適正、B : やや適正、C : やや不適、D : 不適)

記入にあたっては、別記「普及事業の評価の視点について」を参考に願います。

普及事業全般についての意見

※今後の参考とさせていただくため、次の内容等について御意見・ご提案等をお願いします

- ・地域農業の振興に向けて、普及事業が取り組むべきと思われる活動内容等の提案
- ・普及事業（活動）の進め方等に関する意見
- ・外部評価会に関する意見
- ・その他